

平成 31 年 4 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 出版事業部

消費税法 理論サブノート
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2019 年 税理士試験受験対策シリーズ

消費税法 理論サブノート（平成 30 年 8 月 20 日 第 18 版発行）

ISBN 978-4-86486-573-9 C1034

改訂内容

改訂頁・行	改訂前	改訂後
P 66 1行目	〔5〕用語の意義	<u>〔6〕</u> 用語の意義

理論サブノート P65 問題7-1〔4〕の後に次のものを追加してください。

〔5〕 適用除外 (法30⑪) ★★

課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものであることを知りながら行った課税仕入れについては、〔1〕は適用しない。